

ISSUE BRIEF

金融危機下における中小企業金融 —支援策と課題—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 655 (2009. 10. 29.)

はじめに

I 中小企業金融の現状

- 1 世界金融危機の日本経済への影響
- 2 中小企業の景況感と資金繰りの現状
- 3 金融機関の状況

II 中小企業金融の円滑化に向けた対策

- 1 政府による資金繰り支援
- 2 金融庁による貸し渋り対策
- 3 日本銀行による金融システム対策

おわりに

2007年夏以降、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した世界の金融・資本市場の混乱は、2008年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機に、世界的な金融危機へと転化した。金融危機の拡大は、信用収縮を通じて実体経済にも影響を与え、世界的な景気後退へと様相を変えている。

我が国経済は、輸出産業を中心に、厳しい状況が続いている。特に、中小企業は、株式市場や社債市場で資金調達が可能な大企業と比較して、銀行からの借入れ依存度が高い。このため、信用収縮の影響は、大企業よりも中小企業のほうが深刻であると指摘されている。

本稿では、今般の世界的な金融危機を受けて、政府等がとった中小企業の資金繰り支援策や金融システム対策を概観した後、中小企業金融の今後の課題について整理する。

財政金融課

おおとり かよこ
(鳳 佳世子)

調査と情報

第655号

はじめに

2007年夏以降、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した世界の金融・資本市場の混乱は、2008年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機に、世界的な金融危機へと転化した。金融危機の拡大は、信用収縮を通じて実体経済にも影響を与え、世界的な景気後退へと様相を変えている。我が国においても、輸出関連の企業を中心に、需要減と円高から売り上げが急減し、株価の下落や資金繰りの悪化が経済をさらに悪化させるという厳しい状況となっている。

景気回復を図る上で、中小企業対策は重要な政策課題として位置づけられている。中小企業は、株式市場や社債市場で資金調達が可能な大企業と比較して、銀行からの借り入れ依存度が高い。このため、信用収縮の影響は、大企業よりも中小企業のほうが深刻であると指摘されている¹。政府は、中小企業金融の円滑化に取り組んでおり、日本銀行（以下「日銀」とする。）も金融システムの維持に力を注いでいる。

本稿は、中小企業金融の現状を概観した上で、今般の世界的な金融危機を受けて政府等がとった中小企業の資金繰り支援策や金融システム対策をまとめ、中小企業金融の今後の課題について整理する。

I 中小企業金融の現状

1 世界金融危機の日本経済への影響

2006年以降、金融政策の転換を背景に、米国において住宅価格の上昇が止まった。住宅ローン的一种であるサブプライム・ローン²の借り手の多くは、担保となる住宅価格の上昇を利用して、より条件の良いローンに借り替えたり、返済が滞っても担保の住宅を売却したりしていたが、住宅価格の上昇が頭打ちとなったことを契機に、低金利のローンへの借り換えに失敗し、返済に行き詰まるようになった³。

米国では、住宅ローンのかなりの部分が証券化されるため、延滞率の上昇が、サブプライム・ローンを原資産に含んだ証券化商品の大幅な値下がりをもたらした（いわゆる「サブプライム・ローン問題」）。2007年春以降、サブプライム・ローン問題の深刻化により、証券化商品を保有する欧米の金融機関は軒並み大きな損失を被った。特に、2008年秋の米大手証券リーマン・ブラザーズや米大手生保 AIG の破綻によって、欧米の金融システムは深刻な危機に瀕し、信用収縮を通じて、世界経済は同時不況に陥った。

我が国の金融機関は、欧米に比べると証券化商品による損失は限定的であった。しかし、世界同時不況の影響で、国内の輸出産業が打撃を受け、企業の資金繰りの悪化や倒産が相次ぐにつれて、景気後退とその長期化が懸念されるようになった。

¹ 平石裕一『中小企業金融を理解するために』地域産業研究所, 2000, pp.19-31.

² 低所得者あるいは信用力の低い顧客を対象とした住宅ローンである。最初の数年が過ぎると金利が跳ね上がる仕組みであることが多い。全米の住宅ローンに占めるサブプライム・ローンの割合は、2005年には20%に達した（内閣府『世界経済の潮流』2007年秋号）。

³ サブプライム・ローン問題の経緯については、重田正美「サブプライム・ローン問題の軌跡—世界金融危機への拡大—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』622号, 2008.12.4. を参照されたい。

2 中小企業の景況感と資金繰りの現状

(1) 中小企業の景況感

政府や日銀が相次いで金融危機対策（後述）を打ち出す中、中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しい。日銀が発表した企業短期経済観測調査（以下「日銀短観」とする。）によると、企業の景況感を示す業況判断 DI⁴は、平成 21 年 9 月期に大企業製造業でマイナス 33、中小企業製造業でマイナス 52 となった（表 1）。大企業や中堅企業⁵にやや持ち直しの動きが見られるが、中小企業はより厳しい状況に置かれていることがわかる。

また、帝国データバンクの調査によると、企業の倒産件数は、平成 21 年 8 月時点で 1,042 件であり、15 か月連続の前年同月比増加であった（前月比は 13.5%の減少）。同調査の分析によれば、倒産件数の増加は頭打ちとなったものの、資金需要が高まる秋以降、倒産は小規模企業を中心に引き続き高水準で推移する見通しだという⁶。

表 1 日銀短観における企業の業況判断 DI

	製造業		非製造業	
	平成 21 年 6 月	平成 21 年 9 月	平成 21 年 6 月	平成 21 年 9 月
大企業	▲48	▲33 (▲30)	▲29	▲24 (▲21)
中堅企業	▲55	▲40 (▲46)	▲36	▲30 (▲30)
中小企業	▲57	▲52 (▲53)	▲44	▲39 (▲45)

(注) 「良い」－「悪い」。単位：%ポイント。▲はマイナス。() 内は前回調査時予測。

(出典) 日本銀行「第 142 回 全国企業短期経済観測調査」2009.10.1

(2) 中小企業の資金繰り

日銀短観における企業の資金繰り判断 DI⁷は、平成 21 年 3 月を底にやや改善が見られるが、極めて厳しい状況が続いている（表 2）。大企業・中堅企業・中小企業を比較すれば、中小企業の資金繰り判断 DI が最も落ち込んでおり、足下の改善は限定的である。

中小企業の資金繰り判断 DI を時系列にしたものが図 1 である。日銀短観よりも小規模の中小企業を対象としている「中小企業景況調査⁸」（中小企業庁・中小企業基盤整備機構）や、全国の信用金庫の取引先を対象としている「中小企業景気動向調査」（信金中金総合研究所）においては、資金繰り判断 DI がさらに厳しい結果となっており、より小規模な企業の資金繰りが悪化していることが窺える。

⁴ 景気が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を差し引いたもの。DI は、Diffusion Index（景気動向指数）の略である。

⁵ 「中堅企業」の法律上の定義はないが、一般的には、資本金 10 億円未満で、かつ、中小企業基本法に定められた中小企業の定義である「製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、小売業はそれぞれ 5000 万円以下または 50 人以下」等にあてはまらない、中小企業と大企業間の規模の企業を指すことが多いとされる（「(解) 中堅企業」『読売新聞』2009.4.7.）。日銀短観においては、資本金が 1 億円以上 10 億円未満の企業が中堅企業に区分されている（日本銀行「「短観」(全国企業短期経済観測調査) の FAQ」<<http://www.boj.or.jp/type/exp/stat/tk/faqtk02.htm>>）。

⁶ 当該調査の倒産件数は、中小企業だけでなく、大企業、中堅企業も含めた数字であることに注意が必要である。帝国データバンク「倒産集計 2009 年 8 月報」<<http://www.tdb.co.jp/report/tosan/syukei/0908.html>>

⁷ 資金繰りが「楽である」と答えた企業の割合から「苦しい」と答えた企業の割合を差し引いたもの。

⁸ 日銀短観の調査対象となっていない資本金 2 千万円未満の企業を含めた、約 1 万 9,000 社の中小企業を対象とした調査である。

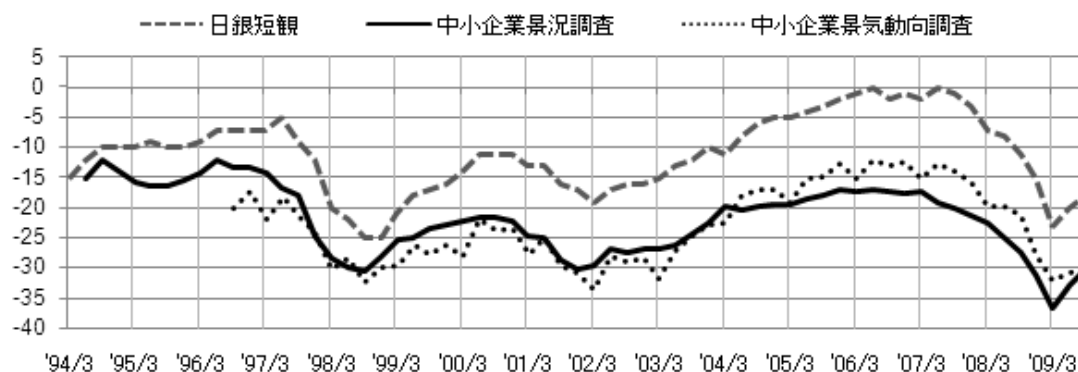
表2 日銀短観における企業の資金繰り判断DI

	平成20年6月	平成20年12月	平成21年3月	平成21年6月	平成21年9月
大企業	15	7	▲4	1	6
中堅企業	3	▲2	▲11	▲7	▲6
中小企業	▲11	▲15	▲23	▲20	▲18

(注) 「楽である」－「苦しい」。単位：%ポイント。▲はマイナス。

(出典) 表1に同じ

図1 中小企業の資金繰り判断DIの推移



(出典) 日銀短観、中小企業景況調査(中小企業庁)、中小企業景況レポート(信金中金総研)の各時系列データを基に筆者作成。

3 金融機関の状況

(1) 地域金融機関の決算

平成21年3月期決算において、株式を上場している87の地方銀行及び第二地方銀行は、連結最終損益の合計で6年ぶりの赤字を計上した(表3)。赤字を計上したのは47の銀行(銀行グループ)であり、過半数を超えた⁹。

業績悪化の主因は、保有する有価証券の減損処理¹⁰の拡大である。金融危機により株価が世界的に急降下したことや、証券化商品への投資の失敗が影響した¹¹。また、地方経済の悪化による中堅・中小企業の倒産や業績悪化が、不良債権処理費用の増大にもつながっている¹²。貸出資産の劣化や保有有価証券の価格下落は、業績の悪化に加えて、金融機関の貸出を抑制する点で、中小企業金融に悪い影響を及ぼすことが懸念される。

(2) 金融機関の融資残高の推移

日銀の統計によると、金融機関の法人向け融資残高は、2008年9月のリーマン・ショックの直後に急増している(図2)。同時期に、融資残高に占める大企業向けの融資割合は

⁹ 「上場地銀 赤字4400億円 87行前期最終 減損など膨らむ」『日本経済新聞』2009.5.28.

¹⁰ 保有する有価証券の時価が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除いて、取得時の価格(簿価)との差額を当期の損失として計上しなければならない。全国銀行協会「金融商品会計 2.有価証券の減損処理」『やさしい銀行のよみ方 Part2-くわしくわかる銀行のディスクロージャー』
<http://www.zenginkyo.or.jp/education/free_publication/pamph/details/pamph_08/dp2_9.pdf>

¹¹ 「金融危機 終わらぬ損失処理 日本勢も深刻な痛手」『産経新聞』2008.10.29.

¹² 「上場地銀87行 不良債権比率 6割強で上昇」『日本経済新聞』2009.8.22

増加しているが、中小企業向けの融資割合は減少している。この点については、金融危機の影響で株式市場からの資金調達が厳しくなった大企業が、銀行からの借り入れの比重を高めたために、中小企業の借り入れ需要にクラウドファンディング・アウト（締め出し）が起きているとする見方がある¹³。

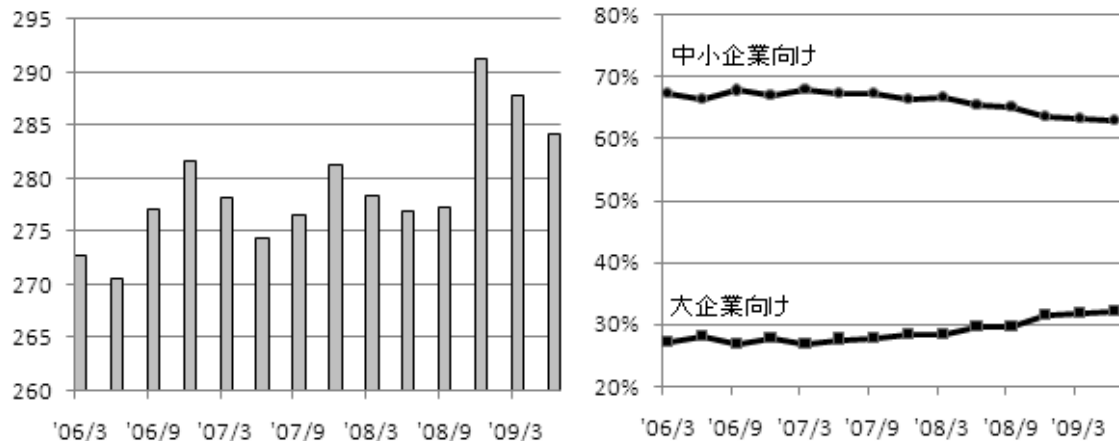
表3 地域銀行の平成21年3月期決算の概要 (単位: 億円)

	19年3月期	20年3月期	21年3月期	前期比
業務粗利益	51,286	49,865	43,599	▲6,266
資金利益	44,768	45,125	44,812	▲313
役務取引等利益	6,550	6,029	4,821	▲1,207
債券等関係損益	▲441	▲1,616	▲6,768	▲5,151
うち、債券等償却 (▲)	▲21	▲1,298	▲5,197	▲3,899
実質業務純益	20,028	17,994	11,432	▲6,561
不良債権処理 (▲)	▲7,730	▲7,128	▲11,834	▲4,705
株式等関係損益	1,891	970	▲4,132	▲5,103
うち、株式等償却 (▲)	▲379	▲1,220	▲5,007	▲3,786
当期純利益	8,056	6,401	▲4,138	▲10,539

(注) ▲はマイナス。

(出典) 金融庁「地域銀行の平成21年3月期決算の概要」2009.5.29.

図2 金融機関の法人向け融資残高（左）と企業規模別の融資割合（右）の推移



(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金（企業規模別）」『時系列統計データ検索サイト』

(3) 金融機関の貸出態度

日銀短観によると、中小企業から見た金融機関の貸出態度 DI¹⁴は、平成21年9月期の調査ではマイナス12となっており、バブル崩壊後の景気低迷期ほどではないが（最も落ち込んだ平成10年12月期でマイナス22）、低い水準である。一般に、間接金融に依存する中小企業は、大企業と比較して、金融機関の貸出態度の変化に資金繰りが影響されやすい。このため、景気後退期の中小企業対策において、金融機関の貸出態度への対応は重要な政策課題として位置づけられている¹⁵。

¹³ 「貸し渋りはどこまで拡大するのか 大企業の銀行依存が強まり中小企業にカネが回らない」『東洋経済』6180号, 2008.12.27-2009.1.3, p.98; 「経済教室 中小企業の資金繰り支援 大阪大学教授小川一夫氏」『日本経済新聞』2009.2.26.

¹⁴ 金融機関の貸出態度が「緩い」と答えた中小企業の割合から、「厳しい」と答えた割合を差し引いたもの。

¹⁵ 杉山敏啓「世界的な金融危機のもとでの我が国中小企業金融の現状と信用補完制度の役割」『信用保険月報』

Ⅱ 中小企業金融の円滑化に向けた対策

1 政府による資金繰り支援

政府は、経済対策として、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、福田康夫政権）、「生活対策」（平成20年10月30日、麻生太郎政権）、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日、同）、「経済危機対策」（平成21年4月10日、同）を発表し、平成20年度第1次・第2次補正予算、平成21年度予算、平成21年度補正予算によって順次実行した¹⁶。その中で、企業の資金繰りに関係する施策は、以下の通りである。

（1）信用保証協会を活用した資金繰り支援

信用保証協会は、中小企業の資金繰りの円滑化に資するために設立された公的機関である。信用保証協会の保証は、通常、責任共有制度を採用しているため、信用保証協会の保証付き融資であっても、20%は民間金融機関がリスクを負担する仕組みになっている。しかし、金融機関には、経済環境が悪化すればたとえ20%であっても融資リスクを避ける可能性があることは否めない。

2007年以降、原油高による経済環境の悪化に伴い、国内においても信用収縮が懸念された。このため、政府は、中小企業の資金繰り対策として、平成20年10月31日より信用保証協会が返済を100%保証する「緊急保証制度」を新たに導入した。制度導入後、金融危機の影響がさらに深刻化したため、対象業種を545業種から781業種に拡大したり、保証枠を当初の6兆円から30兆円まで拡大したりするなどの追加措置が取られた¹⁷。緊急保証制度による保証承諾累計額は、平成20年10月31日から平成21年10月1日までで14兆5,666億円となっている¹⁸。

緊急保証制度に対する評価としては、中小企業の年末・年度末の資金繰りに役立ったとする意見がある¹⁹。ただし、代位弁済（肩代わり返済）の増加により信用保証協会の収支は悪化しており²⁰、最近では保証審査が厳格化しているという指摘もある²¹。

（2）政府系金融機関を活用した資金繰り支援

（i）セーフティネット貸付

日本政策金融公庫は、中小・零細企業向けに通常より低利で運転資金を貸し出す「セー

52 巻1号, 2009.1, pp.2-8.

¹⁶ 金融危機以降の我が国の経済対策については、国立国会図書館調査及び立法考査局「世界同時不況下の経済対策と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』647号, 2009.9.18.を参照されたい。

¹⁷ 一企業あたりの保証限度額は、普通保証が2億円、無担保保証が8,000万円である（全国信用保証協会連合会「緊急保証制度」 <<http://www.zenshinoren.or.jp/information/guarantee-system04.html>>）。

¹⁸ 全国信用保証協会連合会「緊急保証制度」保証承諾実績 <<http://www.zenshinoren.or.jp/information/kinkyuhoshoujiseki.pdf>>

¹⁹ 「検証 資金繰り支援策（中）中小、6社に2社利用 回復遅れ「出口」遠く」『日本経済新聞』2009.8.14；「貸出条件緩和円滑化施策」活用時の着眼点（特集 金融庁・経産省の緊急対策 実務上の課題）『ターンアラウンドマネージャー』49号, 2009.7, p.32.

²⁰ 信用保証協会による平成20年度の代位弁済総額は、前年度より3割増加し、1兆円に達した。同協会の平成20年度の収支は、黒字額が前年度より94%減少し、38億円の黒字であった（「保証協会 黒字94%減 倒産増え収支悪化」『日本経済新聞』2009.7.12.）。

²¹ 「緊急保証制度「審査厳しい」拒否8%、減額要求24% 民間調査」『日本経済新聞』2009.6.10.

フティネット貸付」を用意している。貸付枠は、政府の経済対策である「安心実現のための緊急総合対策」において 3 兆円に設定された後、「生活対策」及び「経済危機対策」において 12 兆円に引き上げられている。平成 21 年 1 月からは、特に業績が落ち込んでいる企業に対する 0.3%の金利引き下げの措置などが導入された²²。日本政策金融公庫が発足した平成 20 年 10 月 1 日以降、平成 21 年 9 月末までのセーフティネット貸付の貸付累計額は、4 兆 2645 億円である²³。

(ii) 危機対応業務

平成 20 年 10 月に民営化された日本政策投資銀行（以下「政投銀」とする。）と商工組合中央金庫（以下「商工中金」とする。）は、災害発生時など政府が「危機」と認定した場合には、「危機対応業務」を行うことが義務付けられている。「危機対応業務」とは、指定金融機関が日本政策金融公庫からの信用補完を受け、一般企業に低利融資などの支援を行う業務を指す。指定金融機関は、現在のところ政投銀と商工中金の 2 行のみである²⁴。

平成 20 年 12 月、政府がサブプライム・ローン問題に端を発する国際的な金融秩序の混乱を「危機時」と認定したため、政投銀と商工中金は、危機対応業務に着手した。具体的には、① 中小企業向けの損害担保契約に基づく貸付（商工中金）、② 大企業・中堅企業向けの長期資金貸付（政投銀・商工中金）、③ 大企業・中堅企業向けのコマーシャルペーパー（CP）の買い取り（政投銀）を開始した。貸付枠については、「経済危機対策」により大幅に拡大され、中小企業向けが 0.9 兆円から 3.3 兆円に、大企業・中堅企業向けが 2 兆円から 10 兆円になった。財務省は、②と③について実績を公表している（表 4）。

表 4 政投銀と商工中金による危機対応業務の実績（2008 年 12 月～2009 年 9 月末の累計額）

	貸付額		CP 買取額	
		2 兆 9791 億円	(1,538 件)	3610 億円
政投銀	2 兆 6254 億円	(620 件)	3610 億円	(68 件)
商工中金	3537 億円	(918 件)		—

（出典）財務省「中堅・大企業向けの資金繰り対策等としての危機対応の実施状況」2009.10.7.

<http://www.mof.go.jp/jouhou/seisakukinyu/kikinintei/joukyou_091007.htm>

政投銀は、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成 11 年法律第 131 号。以下「産業再生法」とする。）に基づく出資も行っている。同法の認定を受けた企業は、政投銀に優先株や優先出資証券を引き受けてもらう形で支援を受けることができる²⁵。平成 21 年度補正予算により設定された出資枠は 2 兆円である。

危機対応業務は、主に大企業向けの支援として位置づけられており、中小企業に対しては、政府は「大企業向け融資を通じた関連の中堅・中小企業への資金供給、保証」という 2 次的な効果を期待している²⁶。

²² 同年 6 月には、雇用の維持・拡大に取り組む企業を対象に、さらに 0.1%の金利引き下げが実施された。

²³ 日本政策金融公庫ニュースリリース「日本公庫のセーフティネット貸付が大幅増加」2009.10.5.

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/t_news_091005a.pdf>; 「中小向け低利融資 4 倍 4-9 月前年比」『読売新聞』2009.10.3.

²⁴ 民間金融機関も、申請し、政府の認定を受けることにより指定金融機関になることが可能である。

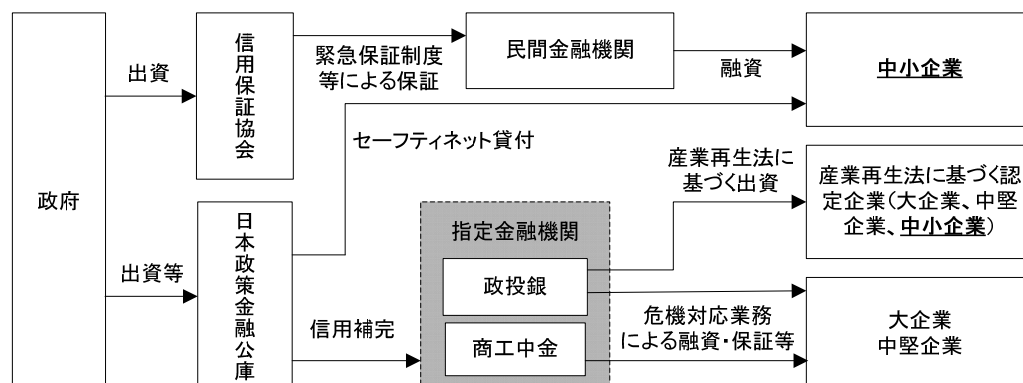
²⁵ 同支援策は、平成 21 年 4 月 22 日成立の改正産業再生法に盛り込まれた。8 月 7 日、第 1 号案件として、半導体大手のエルピーダメモリが政投銀と投資契約を結んだことが報じられた（「エルピーダに 300 億円出資、政投銀、優先株引き受け契約、高付加価値品開発などに」『日本経済新聞』2009.8.8.）。

²⁶ 財務省「報道発表 企業の資金繰り支援のための危機対応業務の内容を拡充しました」2009.7.7.

<<http://www.mof.go.jp/jouhou/seisakukinyu/kikinintei/090707.htm>>

信用保証協会及び政府系金融機関による資金繰り支援を、企業規模別（大企業・中堅企業・中小企業）に整理すると、図3のようになる。

図3 信用保証協会及び政府系金融機関による資金繰り支援（企業規模別）



（出典）報道資料をもとに筆者作成。

政府系金融機関による資金繰り支援に対する評価には賛否両論がある。民間金融機関がリスクをとりにくい危機時には、政府系金融機関の支援は極めて有効であるとされるが、一方で、本来ならば抜本的なリストラ等を経て再生すべきだった企業を、安易な融資により中途半端な形で延命させてしまう可能性がしばしば指摘される²⁷。また、危機から脱出した後も公的金融が引き続き市場に影響力を持つと、民間金融機関の収益機会を奪う可能性があるとも指摘されている²⁸。

実際には、金融危機対策を通じて公的金融の持つ役割が再認識され、平成21年6月、法改正により政投銀の完全民営化の期限が延期された。また、平成23年度を目途に、完全民営化の是非を含めて政投銀のあり方を見直すとする規定が盛り込まれた。政府系金融機関のあり方を巡っては、今後も議論が待たれる状況である²⁹。

2 金融庁による貸し渋り対策

（1）金融機関に対する検査・指導等

金融庁は、金融危機の影響による貸し渋り・貸し剥がしを防止するため、金融機関に対し、① 金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査³⁰、② 自己資本比率規制の見直し³¹、

²⁷ 「(社説) 企業に公的年金 本当の緊急避難に絞れ」『朝日新聞』2009.7.5；浅島亮子ほか「膨張する政府マネー 「劇薬」の功罪」『ダイヤモンド』4292号, 2009.8.29, pp.107-109.

²⁸ 「経済観測 公的金融の出口戦略 日本総合研究所理事 翁百合」『毎日新聞』2009.7.17.

²⁹ 政投銀の完全民営化の延期については、公的金融の再肥大化を懸念する意見が多く見られる（例えば、「金融危機で完全民営化は撤回か 先祖返りする政投銀の行方」『ダイヤモンド』4285号, 2009.7.4；「企業の頼りは政策金融 「官から民へ」の流れストップ」『朝日新聞』2009.7.16.など）。

³⁰ いわゆる貸し渋り検査であり、平成21年4月から6月にかけて実施された。

³¹ 政府は、平成20年9月期（中間決算）より、企業会計基準委員会を通じて、証券化商品や変動利付国債などの時価評価を緩和した。また、平成21年3月期より、自己資本比率規制を弾力化し、政府の緊急保証制度を使った融資について、自己資本比率規制の計算上の資産のリスク比率を従来の10%からゼロに下げることが可能とした。どちらの施策も、自己資本の目減りを防ぎ、貸し渋りを減らす狙いがある（「追加経済対策 市場の活力引き出す」『日本経済新聞』2008.10.31；「中小企業、資金繰り正念場」『日本経済新聞』2009.3.11.）。

③ 貸出条件緩和債権の取り扱いの弾力化³²、④ 市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の積極的活用の要請、⑤ 金融機能強化法の活用促進（後述）などの施策を順次実施している。金融庁は、金融危機以降、金融機関の中小企業に対する融資姿勢が消極的になっていることを指摘しており³³、中小企業金融の円滑化を推進する姿勢を強めている³⁴。しかし、中小企業の経営状況が根本的に改善しない限り、金融機関の貸出態度は容易には軟化しないとして、自己資本比率規制の見直しなど財務諸表上の規制緩和の効果について懐疑的な意見も少なくない³⁵。

（２）金融機能強化法の改正

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成 16 年法律第 128 号。以下「金融機能強化法」とする。）は、主に合併を前提とした金融機関に予防的に公的資金を注入するために、平成 16 年 6 月に制定された法律である。平成 20 年 3 月 31 日までの時限立法であり、2 兆円の公的資金注入枠が用意されていた。しかし、同法に基づく公的資金注入を申請したのは豊和銀行（大分県）と紀陽ホールディングス（和歌山県）の 2 行だけであり、2 行への注入総額は約 405 億円にとどまった。同法の利用が進まなかった背景として、主に行政介入（経営者責任の追及や再編圧力など）を金融機関が敬遠した点が指摘された³⁶。

こうした利用実績の低さや経済環境の改善などを理由に、金融機能強化法の期限は当初延長されなかった。しかし、今般の金融危機以降、金融システムの不安定化に伴う信用収縮が再び危惧されるようになり、地域金融機関の財務基盤を強化し、中小企業金融の円滑化を図るために、一度は期限切れとなった金融機能強化法を再活用する機運が高まった。結果的に、平成 20 年 12 月 12 日に改正金融機能強化法が成立し（同 17 日に施行）、同法の期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長された。法律の中身についても、経営者責任の追及などの行政介入³⁷が従来よりも緩和されたほか、協同組織金融機関に対しても中央機関経由での公的資金注入が可能になった。公的資金注入枠は、2 兆円から 12 兆円に拡大された。

改正金融機能強化法に対する評価としては、旧法と比較して、公的資金注入に係る条件が緩和され、使い勝手がよくなったとする意見がある³⁸。その一方で、公的資金注入による地域金融機関の資本増強が、中小企業対策として機能するかどうかを疑問視する声も根

³² コベナンツ（借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項）の変更・猶予を行っても、金利減免、元本返済猶予等を伴わない場合には、それのみで貸出条件緩和債権に該当することがないという点が明確化された。また、急激な業績悪化で一時的に自己資本が目減りした企業にコベナンツを機械的に適用しないよう、金融機関に対して要請がなされた。

³³ 「中小融資に「消極的」 大手銀の姿勢厳しく 金融庁調べ」『日本経済新聞』2009.10.1；中小企業庁・金融庁「中小企業金融に関する意見交換会の結果について」2009.2.
<<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090213-2/01.pdf>>

³⁴ 金融庁の取り組みの一部は、金融庁ウェブサイトにおいて公表されている（例えば、「金融円滑化のための新たな対応について」2009.3.10. <<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090310-2/01.pdf>> など）。

³⁵ 例えば、「自己資本比率 銀行規制緩和 市場「副作用」の懸念も 「投資家不信招く」」『毎日新聞』2008.11.8；「金融庁の「救済策」で深まる地銀の危機 不良債権 見せかけ急減の罪」『日経ビジネス』1478号, 2009.2.16, pp.8-9；「転機の中小企業資金繰り支援 借り入れ負担に限度、個々の状況に応じたプログラムを」『東洋経済』6219号, 2009.8.29, p.127. など。

³⁶ 「地銀再編時に公的資金、金融機能強化法延長せず」『日本経済新聞』2007.12.7.

³⁷ このほか、旧法では金融機関の合併・再編による効率化が公的資金注入の前提条件とされていたが、改正法ではその制約が取り払われた。

³⁸ 村本孜「中小企業の金融支援とリレバンの強化などのインフラ整備の必要性」『RIETI コラム』2009.4.14.
<http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0258.html>

強い。多くの中小企業にとっては、資金繰りだけが問題なのではなく、景気低迷による本業の収益力の低下が大きな問題となっているためである³⁹。

改正金融機能強化法に基づく公的資金注入は、すでに始まっており、平成 21 年 3 月 31 日には、北洋銀行（北海道：注入額 1,000 億円）、南日本銀行（鹿児島県：同 150 億円）、福邦銀行（福井県：60 億円）の 3 行に対する公的資金注入が実施された。9 月 11 日には、金融庁がみちのく銀行（青森県）、きらやか銀行（山形県）第三銀行（三重県）の 3 行と、山梨県民信用組合に対する公的資金注入を決定したと発表された。改正金融機能強化法の効果が検証されるまでには、今しばらく時間がかかることが予想される。

（3）銀行等保有株式取得機構による買い取り再開

銀行等保有株式取得機構（以下、「機構」とする。）は、銀行等が保有する株式の円滑な処分等を目的として、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」に基づき、平成 14 年 1 月に設立された認可法人である。大手銀行や地方銀行の出資で運営され、平成 18 年 9 月の買い取り期限までに金融機関が保有する株式を約 1 兆 6,000 億円分買い取った。

今般の金融危機を受けて、機構による株式の買い取りの再開が必要との機運が高まった結果、平成 21 年 3 月 4 日、上記法律の改正案（議員立法）が成立し（3 月 10 日施行）、買い取りの再開と買い取り枠の拡大（従来の 2 兆円から 20 兆円）の措置がとられた。さらに、6 月 26 日には、買い取りの対象を普通株だけでなく優先株式や上場投資信託（ETF）にまで拡大する改正法案が成立した（7 月 6 日施行）。機構による平成 21 年 3 月以降の買い取りの累計額は、同年 9 月末時点で 1,938 億円である⁴⁰。

株価の下落局面では、取引先の株式を持っていること（いわゆる「株式持ち合い」）により金融機関の財務状況が悪化し、貸し出し余力を低下させるリスクがあるため、金融庁は、金融機関が機構を積極的に活用し、こうしたリスクを解消することへの期待を表明している⁴¹。一方で、政府による株価政策が市場の株価形成機能を歪める可能性も指摘されている⁴²。

3 日本銀行による金融システム対策

（1）中小企業金融における日銀の対策の位置づけ

一般に、日銀の政策は、あくまで国内の金融システム全体を対象としたものであり、中小企業向けに特化した対策を打ち出しているわけではない。しかしながら、経済全体のインフラ（公共財）と位置づけられる金融システムが安定するかどうかは、中小企業金融の円滑化にも間接的に影響を及ぼすといえる。こうした観点を踏まえ、以下、日銀による金融システム対策を紹介する。

³⁹ 「地銀の公的資金活用 政府と金融庁の思惑」『週刊東洋経済』6184 号, 2009.1.31, pp.16-17.

⁴⁰ 銀行等保有株式取得機構「銀行等保有株式取得機構による買取実績」<<http://www.bspc.jp/pdf/kaitori.pdf>>

⁴¹ 金融庁「佐藤金融庁長官記者会見の概要」（平成 21 年 6 月 11 日）
<<http://www.fsa.go.jp/common/conference/com/2009a/20090611.html>>

⁴² 「上場投信買い取り 市場下支え効果 株価ゆがめる副作用も」『日本経済新聞』2009.3.13.

(2) 日本銀行による金融システム対策

日銀は、平成18年7月にゼロ金利政策の解除を決定した後、無担保コールレート⁴³の誘導水準を段階的に引き上げつつあった(平成18年7月に0.25%、平成19年2月に0.5%)。しかし、金融危機を契機として、我が国の景気の先行きが不透明となったことを受け、再び金融を緩和する方向に政策を転換し、平成20年10月に0.3%、同12月に0.1%と誘導水準を引き下げた。

日銀は、上記のような措置のほか、金融緩和の効果を高め金融システムを守る観点から、企業金融の円滑化や金融機関の自己資本対策を実施している。具体的には、① コマーシャルペーパー⁴⁴ (CP) や社債などを担保に金融機関に政策金利で資金を貸し出す企業金融支援特別オペレーション(平成21年1月8日より)、② CP 買い取り(同年1月30日より)、③ 社債買い取り(同年3月4日より)を開始した。日銀がこのように企業の信用リスクを引き受けることは異例である。

日銀の特別支援措置の実績は表5の通りである。CP と社債の買い取りについては、応札(応募)総額が募集総額を下回るいわゆる「札割れ」が3月以降継続している。応札が減少しているのはCP・社債市場の環境が改善したためであるとして、日銀によるCP・社債の買い取りは年末で打ち切ることが検討されている⁴⁵。日銀が特別支援措置を続けることについては、金融市場の持つ自律的な金利調整作用が阻害されることを懸念する声がある一方で、現時点で特別措置を解除すれば長期金利が上昇して景気にマイナスになりかねないという見方がある⁴⁶。

表5 日銀の特別支援措置の実績 (単位:億円)

平成21年	企業金融支援特別オペレーション		CP 買い取り			社債買い取り		
	応札総額	落札総額	募集総額	応札総額	落札総額	募集総額	応札総額	落札総額
1月	25,131(1)	25,131	3,000(1)	7,482	2,185	-	-	-
2月	26,819(5)	26,819	15,000(5)	27,514	14,160	-	-	-
3月	26,579(5)	26,579	15,000(5)	4,322	3,672	1,500(1)	449	449
4月	39,977(3)	39,977	9,000(3)	2,423	2,263	1,500(1)	586	586
5月	11,847(4)	11,847	12,000(4)	3,085	3,035	1,500(1)	457	457
6月	22,848(4)	22,848	9,000(3)	250	250	1,500(1)	383	382
7月	40,383(5)	40,383	1,200(4)	730	730	1,500(1)	513	513
8月	17,447(5)	17,447	9,000(3)	345	345	1,500(1)	345	307
9月	13,293(2)	13,293	6,000(2)	190	190	1,500(1)	278	278

(注) 数値は、月中のオペレーション又は買い取りの合計。カッコ内の数値は、月中にオペレーション又は買い取りが実施された回数。

(出典) 日本銀行「オペレーション(毎営業日更新)」<http://www3.boj.or.jp/market/jp/menu_o.htm>

⁴³ 日銀は、通常、短期金融市場の短期金利(無担保コールレート(オーバーナイト物))の誘導目標を設定し、公開市場操作(オペレーション)により短期金融市場の資金量を調節することでその目標の実現を図っている。このようにして形成された短期金利は、他の金融市場の金利や金融機関が企業や個人に貸出す場合の金利などに波及するため、結果的に、経済活動全体に金融政策の影響が行きわたらせることができる(日本銀行「金融政策の概要」<<http://www.boj.or.jp/type/exp/seisaku/expseisaku.htm>>)。

⁴⁴ 企業が、短期の運転資金の調達などのために発行する無担保の約束手形。無担保のため、発行はある程度の信用力を有する優良企業に限られる。

⁴⁵ なお、当初の買い取り期限は9月末であったが、年末まで延長された経緯がある(「CP・社債買い取り 年末打ち切りへ 日銀検討 低金利政策は継続」『日本経済新聞』2009.10.6.)。

⁴⁶ 「企業金融支援 延長を検討」『日本経済新聞』2009.7.8; 「日銀 企業支援延長 出口戦略示せず」『読売新聞』2009.7.16.

おわりに

最後に、中小企業金融に関連する最近の動きを紹介する。

2009（平成 21）年 9 月初旬に行われた 20 か国・地域（G20）財務省・中央銀行総裁会議においては、金融危機の再発防止のため、国際的に活動する主要銀行の自己資本規制を強化する方針で各国が一致した。融資先の貸し倒れは自己資本の毀損につながるため、自己資本比率の強化に伴い、日本の金融機関が貸し渋りを加速させるとの懸念も浮上している⁴⁷。

9 月 3 日には、新たに与党となった民主党が 3 党連立の合意書を取りまとめ、中小企業に対する「貸し渋り・貸しはがし防止法（仮称）」を成立させることにより、貸付け債務の返済期限の延長及び貸付条件の変更を可能とすることなどで合意した⁴⁸。この合意をもとに、亀井静香内閣府特命大臣（金融担当）は、業績が悪化している中小企業や住宅ローン利用者に対して元本や利子の返済を猶予する制度の実現を目指し、内閣提出法案の形で臨時国会に法案を提出する予定である⁴⁹。

国内景気に関しては、政府と日銀の景気の基調判断によると、平成 21 年 7 月以降、持ち直しの動きが見られる。しかし、海外景気の下振れや、雇用不安による消費者の購買意欲の減退など、企業の生産活動におけるリスクは依然として残っている。中小企業対策は喫緊の課題であるものの、本来ならば抜本的なリストラ等を経て再生すべき企業を安易に救済してしまうことへの懸念や、政府主導の貸し渋り対策の結果、経営リスクの高い企業への貸出が増え、不良債権が増大することへの危惧もある⁵⁰。

地域経済が停滞する中、中小企業は、融資条件の緩和よりも本業の収益力向上を必要としている場合も多い⁵¹。金融機関には、企業の収益力向上を支援したうえで資金面でのサポートを同時に行っていくという、地域密着型金融の原点に立ち戻る姿勢が求められよう。

⁴⁷ 「G20、自己資本規制強化で一致」『日本経済新聞』2009.9.8.

⁴⁸ 「貸し渋り対策 経営圧迫も 金融界、新政権を警戒」『読売新聞』2009.9.10.

⁴⁹ 「返済猶予 「時限措置」で調整入り 金融副大臣ら作業チーム 内閣提出の法案に」『日本経済新聞』2009.10.6.

⁵⁰ 「金融を問う（5）何が欠けているのか リスク分野に資金回らず」『日本経済新聞』2009.8.29；「国頼み経済是非を問う（2）銀行への資本注入は有効か 早大教授川本裕子氏」『日本経済新聞』2009.5.24.

⁵¹ 多胡秀人「不況期こそソイレバン推進の真価が問われる」『金融財政事情』2830号, 2009.3.30, pp.14-16.